## 平成26年度地方税制改正(税負担軽減措置等)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

府省庁名 財務省		
個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 ( )		
被用者年金一元化法等による公務員の共済年金の3階部分(職域部分)の廃止及び「年金払い退職給付」制度の創 設等に伴う所要の措置		
・特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要) 「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 63 号)」 が平成 24 年 8 月 10 日に成立し、同法の規定等により「国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家 公務員退職手当法等の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 96 号)」が平成 24 年 11 月 16 日に成立したところ。 これらの規定に基づき平成 27 年 10 月に、厚生年金に公務員も加入することとされ、共済年金の 2 階部分の年金は		
厚生年金に統一されることとなった。また、共済年金の3階部分(職域部分)は廃止されると同時に、新た金払い退職給付」が創設されることとなった。これらを受けて必要な税制措置を要望する。 ・特例措置の内容		
既に給付が開始されている年金や、旧職域部分に係る年金については、引き続き従前の特例措置(運用時:非課税、給付時:公的年金等控除、退職所得控除等)の適用を継続するとともに、新たに創設される「年金払い退職給付」について、所要の税制上の特例措置(拠出時:社会保険料控除等、運用時:非課税、給付時:公的年金等控除、退職所得控除等)の適用等を要望する。		
所得税法第 11 条、第 30 条、第 35 条、第 74 条 法人税法第 22 条、第 84 条、第 87 条		
[初年度] — — [平年度] — — (単位:百万円)		
(1)政策目的 新たな公務員制度としての年金の給付制度について、引き続き必要な税制措置を講じることにより、国家公務員 及びその遺族の生活の安定と福祉の向上及び公務の能率的運営を図る。		
(2) 施策の必要性 現行の共済年金にある3階部分(職域部分)は平成27年10月に廃止され、同時に新たな公務員制度としての年金の給付制度が施行されることとなるが、当該廃止前後において「退職又は死亡の時の条件を考慮して、本人及びその退職又は死亡の当時直接扶養する者のその後における適当な生活の維持」を図る(国家公務員法第107条)ための年金制度としての意義は変わらないことから、引き続き必要な税制措置を講じることが必要。		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	安定的で効率的な国家公務員共済組合制度の構築及び管理
	政策の 達成目標	「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号)」及び「国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律(平成24年法律第96号)」において規定された被用者年金の一元化等について、円滑な実施を図る。
	税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間	_
	同上の期間中 の達成目標	_
	政策目標の 達成状況	
有効性	要望の措置の適用見込み	_
	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	
相当性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	国税についても、同様の要望を行っている。
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	
	要望の措置の妥当性	新たな公務員制度としての年金の給付については、公務員の退職又は死亡後の遺族の適当な生活の維持のための制度であることから、税制措置についても、引き続き必要な税制措置を講じることが妥当。
	ページ	2—2

税負担軽減措置等の 適用実績 	
「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	
税負担軽減措置等の適 用による効果 (手段と しての有効性)	
前回要望時の 達成目標	
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	
これまでの要望経緯	
ページ	2—3